

令和5年度 算定基礎届の提出について

名古屋薬業健康保険組合

算定基礎届は、7月1日現在における被保険者全員について、4月・5月・6月に支払われた給与の額を届けていただき、新しい標準報酬月額を決定するための大切な届書です。

この届書により決定された標準報酬月額は、今後の給与に著しい変動がない限り、本年9月分から翌年8月分までの保険料や保険給付の計算の基礎となります。

なお、届出内容に疑義がある場合は突合等の調査をさせていただく事もありますので、あらかじめご了承ください。

算定基礎届は、短期間に事務処理を完了する必要がありますので、提出期限までにお届けいただきますようご協力をお願いいたします。

[令和5年度変更事項]

- ① 令和5年4月から食事に係る現物給与の価額が一部改正されました。

(※ 詳しくは11ページをご覧ください)

算定基礎届の作成要領

算定基礎届の記入については、下記の要領により作成していただきお届けいただきますようお願いいたします。

また、作成にあたっては、日本年金機構作成の「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」も参考にご覧ください。

(※日本年金機構 HP トップページ/お知らせ/大切なお知らせ/大切なお知らせ 2023/5月)

記

1 提出期限

令和5年7月10日(月)必着

※6月分給与締切日以降受付できますので、ご提出はお早めをお願いいたします。

2 提出していただくもの

(1) 届出用紙で提出する場合

- ・算定基礎届

*日本年金機構の様式をご使用ください。

*健保分の届書は、管轄年金事務所より送付された「算定基礎届」をコピーして作成していただいてもかまいません。

(2) 磁気媒体(CD)で提出する場合

- ・CD
- ・磁気媒体届書総括表

*日本年金機構の「届書作成プログラム」等に基づいて作成してください。提出する際の詳細につきましては、日本年金機構のホームページをご参照ください。

(3) 電子申請の場合

- ・人事・給与システムにより作成されたデータをマイナポータル経由して提出

3 提出していただく被保険者の範囲

本年7月1日現在において事業所に使用される被保険者全員(休職者、長期欠勤者、一時帰休者、育児休業者、介護保険適用除外者も含む)について記載してください。
ただし、次の方は提出の必要はありません。

- ① 本年6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した方
- ② 本年7月1日付以前に資格を喪失した方(6月30日以前に退職した方)
- ③ 本年7月に標準報酬月額の変更(随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定)が行われる方
- ④ 本年8月、9月に標準報酬月額の変更(随時改定、産前産後休業終了時改定、育児休業等終了時改定)が行われる予定の旨、算定基礎届にて申し出を行った方

*変更が行われないことが判明した場合は、すみやかに算定基礎届を提出してください。

4 記載要領

(1) 事業所整理記号

「事業所整理記号」欄は、「健保分」は健康保険被保険者証の記号を、「年金分」は厚生年金保険の事業所整理記号を、それぞれ記入してください。

(2) 項目ごとの記載要領(まる数字は該当項目の番号)

① 「被保険者整理番号(年金整理番号)」欄

*記載順序は必ず健康保険証の番号順に記入してください。

*健保と年金の番号が異なる場合はそれぞれ記入してください。

② 「被保険者氏名」欄

楷書で明瞭に記入してください。

③ 「生年月日」欄

該当する元号の番号と、年月日を次のようにご記入ください。

例) 昭和53年5月3日 → 5-530503

*元号番号は(昭和-5、平成-7)

④ 「適用年月」欄

5年9月と記入してください。

⑤「従前の標準報酬月額」欄

現在適用中の標準報酬月額をそれぞれ記入してください。

なお、70歳以上の方は、厚年の従前の標準報酬月額欄に斜線を引いてください。

⑦「昇(降)給」欄

4月～6月の支払期において、昇(降)給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。

⑧「遡及支払額」欄

4月～6月の支払期において遡及分の支払いがあった場合は、遡及分の支払いがあった月と支払われた遡及差額を記入してください。

⑩「給与計算の基礎日数」欄

各月に支払った報酬のうち、基本給等固定的賃金を算出する際の基礎となった日数を記入してください。

例えば、月給者の場合は各月の給与の締切りに合わせて暦日数を記入し、日給者や時給者は該当する月の出勤日数を記入してください。

例1) 月末締め、当月25日支払いの場合

(4/25 支払) 4月30日締め(4月1日～4月30日) → 基礎日数 30日

(5/25 支払) 5月31日締め(5月1日～5月31日) → 基礎日数 31日

(6/25 支払) 6月30日締め(6月1日～6月30日) → 基礎日数 30日

例2) 15日締め、当月25日支払いの場合

(4/25 支払) 4月15日締め(3月16日～4月15日) → 基礎日数 31日

(5/25 支払) 5月15日締め(4月16日～5月15日) → 基礎日数 30日

(6/25 支払) 6月15日締め(5月16日～6月15日) → 基礎日数 31日

例3) 月末締め、翌月5日支払いの場合

(4/5 支払) 3月31日締め(3月1日～3月31日) → 基礎日数 31日

(5/5 支払) 4月30日締め(4月1日～4月30日) → 基礎日数 30日

(6/5 支払) 5月31日締め(5月1日～5月31日) → 基礎日数 31日

例4) 20日締め、翌月5日支払いの場合

(4/5 支払) 3月20日締め(2月21日～3月20日) → 基礎日数 28日

(5/5 支払) 4月20日締め(3月21日～4月20日) → 基礎日数 31日

(6/5 支払) 5月20日締め(4月21日～5月20日) → 基礎日数 30日

*欠勤日数分に応じて給与が差し引かれる場合は、次のとおり日数を記入してください。

例5) 就業規則、給与規定等に定めた日数がある場合

21日(定めた日数)－3日(欠勤日数) → 基礎日数 18日

例6) 就業規則、給与規定等に定めた日数がない場合

30日(又は31日)(例1又は例3の基礎日数)－3日(欠勤日数)

→ 基礎日数 27日(又は28日)

⑪「通貨によるものの額」欄

4月、5月及び6月の順序で実際に支払われた総支給額を記入してください。

⑫「現物によるものの額」欄

食事・住宅・定期券といった現物で支払われた金額を記入し、備考欄にその旨を記入してください。

食事・住宅については、別表「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」により算定した金額を記入してください。（*金額は資料11ページ参照）

注1) 食事・住宅で支払われる報酬等については、次のとおり価額を算定してください。

- ① 被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の価額にて算定
- ② 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外で常時勤務する方は、適用事業所が所在する都道府県の価額にて算定

注2) 被保険者から金銭を徴収している場合は、告示額から徴収した額を差し引いた差額を報酬月額に加算してください。

ただし、食事については告示額の3分の2以上徴収しているときは、食事の利益はないものとして取扱ってください。

⑭「総計」欄

支払基礎日数が17日以上の報酬月額の合計を記入してください。

ただし、パートタイマーの場合で、いずれの月も支払基礎日数が17日ない場合は、15日以上の報酬月額の合計を記入してください。

*特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の場合、支払基礎日数が11日以上ある月で決定することとなります。

ワンポイント

随時改定（月額変更届）の場合は、支払基礎日数は、いずれの月も17日以上（特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日以上）必要となります。

⑮「平均額」欄

⑫欄に記入した報酬月額をその対象となった月数で除した額を記入してください。（円未満は切り捨て）

⑯「修正平均額」欄

⑧欄の遡及支払額がある場合は、⑫欄の合計額から⑧欄の遡及支払額（支払月17日以上のに限る）を控除し、支払基礎日数17日以上のに限る月の数で除した額を記入してください。

⑰「個人番号（基礎年金番号）」欄

70歳以上の方のみ記入してください。

⑱「備考」欄

該当する項目がある場合は○で囲んでください。

「9. その他」に該当する場合は、具体的内容を記入してください。

<記入例>

- ◎ 産前産後休業・育児休業・介護休業中の方
・・・「〇月〇日から産休」「〇月〇日から育休」「〇月〇日から介休」
- ◎ 長期欠勤中の方・・・「〇月〇日より長欠中」
- ◎ 退職給を受けた方・・・「〇月から〇月まで退職給」
- ◎ ストライキによる賃金カットがあった方・・・「カット月、日数」
- ◎ 本年3月1日以降に資格取得した方・・・「取得月日」
- ◎ 現物給与の支給がある方・・・「現物支給の名称等」
- ◎ 一時帰休による休業手当を受けた方
・・・「〇月休業手当」「〇月から一時帰休」「〇年〇月〇日一時帰休解消」

5 その他

【年間平均による保険者算定を行う場合】

平成23年度から定時決定の取扱いにつきましては当年の4月、5月及び6月の3か月間の報酬の平均額と前年の7月から当年の6月の報酬の平均額から算出した標準報酬月額と比較して2等級以上の差があり、業種や職種の特性上、毎年4月～6月が繁忙期に当たり例年季節的な報酬変動の起こることが見込まれる場合は、年間報酬の平均で保険者算定ができるようになりました。この場合、添付書類として別紙「年間報酬の平均で算定することの申立書」（様式1）と別紙「保険者算定申立に係る例年の状況・標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」（様式2）が必要です。

詳細につきましては、当健保組合・業務課にお問い合わせください。

6 注意事項

- ① 令和4年度の算定基礎届において決定された標準報酬月額に比べ、それ以後固定的賃金の変動し2等級以上の差を生じていても月額変更届が提出されていない方については、すみやかに月額変更届を作成して提出してください。
この場合⑤欄の月額は、提出された月額変更届の改定後の標準報酬月額を記入することとなります。（*届出には添付書類が必要な場合があります。）
- ② 5月31日までに雇入れた方で、算定基礎届提出時まで資格取得届の提出がされていない方については、算定基礎届に記載するとともに資格取得届も提出してください。
- ③ 7月1日以前に資格喪失した方については、資格喪失届を提出してください。

様式コード
2 2 2 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届
70歳以上被用者算定基礎届



令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号	
	事業所所在地	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目1-35
	事業所名称	名古屋業業健康保険組合
	事業主氏名	平成 太郎
	電話番号	052 (211) 2326

※月末締切、当月25日払い

社会保険労務士記載欄
氏 名 等

受付印

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号〔基礎年金番号〕 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑥ 従前の標準報酬月額		⑦ 従前改定月		⑧ 月(降)給		⑨ 遡及支払額		⑩ 備考	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	⑪ 遡及による6月の額	⑫ 現物による6月の額	⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計【一定の基礎日数以上の月のみ】	⑮ 平均額		
							⑯ 平均額	⑰ 修正平均額		

1. 17日未満の月がある場合

1	①	1	健康 一	③	5-400703	④	5	9	⑤	
	⑥	300	千円	⑦	4	9	⑧	昇給	⑨	遡及支払額
	⑩	4	23	286,000	千円	⑪	9,100	千円	⑫	295,100
	⑬	5	16	200,000	千円	⑭	9,100	千円	⑮	292,500
	⑯	6	22	280,800	千円	⑰	9,100	千円	⑱	289,900

支払基礎日数が17日以上のある4月、6月の2カ月分の合計を記入

4月、6月分の平均を記入

2. 昇給の差額支給がある場合

2	①	2	健保 良	③	5-580308	④	5	9	⑤	
	⑥	360	千円	⑦	4	9	⑧	昇給	⑨	遡及支払額
	⑩	4	30	395,000	千円	⑪	370,000	千円	⑫	395,000
	⑬	5	31	370,000	千円	⑭	370,000	千円	⑮	378,333
	⑯	6	30	370,000	千円	⑰	370,000	千円	⑱	370,000

総計から遡及支払額を控除した平均を記入

3. パートタイマーですべての月が17日未満の場合

3	①	3	業業 一二三	③	5-361106	④	5	9	⑤	
	⑥	118	千円	⑦	4	9	⑧	昇給	⑨	遡及支払額
	⑩	4	15	111,100	千円	⑪	117,900	千円	⑫	111,100
	⑬	5	16	117,900	千円	⑭	117,900	千円	⑮	117,900
	⑯	6	14	104,300	千円	⑰	104,300	千円	⑱	104,300

4月、5月分の平均を記入

「7. パート」を○で囲みます

4. 短時間労働者で11日未満の月がある場合

4	①	4	健診 要子	③	5-400426	④	5	9	⑤	
	⑥	118	千円	⑦	4	9	⑧	昇給	⑨	遡及支払額
	⑩	4	11	115,800	千円	⑪	123,000	千円	⑫	115,800
	⑬	5	10	108,000	千円	⑭	123,000	千円	⑮	119,400
	⑯	6	12	123,000	千円	⑰	123,000	千円	⑱	123,000

6. 短時間労働者」を○で囲みます

5. 中途取得者(取得月は日割支給)の場合

5	①	5	総務 健太	③	7-071006	④	5	9	⑤	
	⑥	240	千円	⑦	4	4	⑧	昇給	⑨	遡及支払額
	⑩	4	20	200,000	千円	⑪	230,000	千円	⑫	200,000
	⑬	5	31	230,000	千円	⑭	230,000	千円	⑮	230,000
	⑯	6	30	230,000	千円	⑰	230,000	千円	⑱	230,000

4. 途中入社」「9. その他」を○で囲み、資格取得年月日を記入

取得月を除く5月、6月の2カ月分の平均を記入

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

様式コード
2 2 2 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届
70歳以上被用者算定基礎届



令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所 略称記号		受付印
	事業所 所在地	〒 460 - 0002 名古屋市中区丸の内三丁目1-35	
	事業所 名称	名古屋薬業健康保険組合	
	事業主 氏名	平成 太郎	
	電話番号	052 (211) 2326	

※月末締切、当月25日払い

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑤ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑥ 従前の標準報酬月額		⑦ 従前の2025月		⑧ 月(降)給		⑨ 額及支払額		⑩ 備考	
	⑪ 給与支払月の 標準日数	⑫ 報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 額計(一定の基礎日数以上の月のみ)		⑮ 平均額		
		⑯ 通常によるもの額	⑰ 増減によるもの額			⑱ 修正平均額				

6. 欠勤控除した月(就業規則で定めた日数が21日)がある場合

①	6	②	業務 花子	③	7-020630	④	5 年 9 月		
⑤	190	⑥	190	⑦	4 年 9 月	⑧	185,000	⑨	538,000
⑩	4 月 30 日	⑪	185,000	⑫	185,000	⑬	168,000	⑭	179,333
⑮	5 月 19 日	⑯	168,000	⑰	168,000	⑱	185,000		
⑲	6 月 30 日								

支払基礎日数が17日以上のある4月、5月、6月の3カ月分の合計を記入

4月、5月、6月分の平均を記入

7. 7月1日現在一時帰休が解消していない場合

①	7	②	元気 太郎	③	7-070707	④	5 年 9 月		
⑤	280	⑥	280	⑦	4 年 9 月	⑧	282,600	⑨	732,600
⑩	4 月 30 日	⑪	282,600	⑫	282,600	⑬	277,900	⑭	244,200
⑮	5 月 31 日	⑯	277,900	⑰	277,900	⑱	172,100		
⑲	6 月 30 日								

「9. その他」を○で囲み、休業手当支払月、「0月から一時帰休」と記入

一時帰休の報酬も含め決定

8. 7月1日現在一時帰休が解消した場合

①	8	②	保険 正	③	5-450111	④	5 年 9 月		
⑤	260	⑥	260	⑦	4 年 9 月	⑧	201,600	⑨	252,000
⑩	4 月 30 日	⑪	201,600	⑫	-	⑬	201,600	⑭	252,000
⑮	5 月 31 日	⑯	201,600	⑰	-	⑱	252,000		
⑲	6 月 30 日								

「9. その他」を○で囲み、休業手当の支払月、一時帰休の解消日等を記入

9. 4~6月の報酬が他の月と著しく変動するため年間平均で算定する場合

①	9	②	名薬 美子	③	5-601106	④	5 年 9 月		
⑤	300	⑥	300	⑦	4 年 9 月	⑧	378,952	⑨	1,078,731
⑩	4 月 30 日	⑪	378,952	⑫	378,952	⑬	369,211	⑭	359,577
⑮	5 月 31 日	⑯	369,211	⑰	369,211	⑱	330,568	⑲	308,357
⑲	6 月 30 日								

一時帰休解消のため通常給与の6月分を記入

「8. 年間平均」を○で囲みます

10	①	「添付書類」		
	②	・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)		
	③	・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)		
	④	4 月	30 日	
	⑤	5 月	31 日	
	⑥	6 月	30 日	

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

令和5年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、令和5年4月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。
この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					1人1月当たりの住宅の利益の額（畳一畳につき）	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額		
1 北海道	22,500	750	190	260	300	1,110	時 価 自社製品 通勤定期 券 など
2 青 森	21,900	730	180	260	290	1,040	
3 岩 手	22,200	740	190	260	290	1,110	
4 宮 城	21,900	730	180	260	290	1,520	
5 秋 田	21,900	730	180	260	290	1,110	
6 山 形	23,100	770	190	270	310	1,250	
7 福 島	22,500	750	190	260	300	1,200	
8 茨 城	21,900	730	180	260	290	1,340	
9 栃 木	22,200	740	190	260	290	1,320	
10 群 馬	21,900	730	180	260	290	1,280	
11 埼 玉	22,200	740	190	260	290	1,810	
12 千 葉	22,500	750	190	260	300	1,760	
13 東 京	23,100	770	190	270	310	2,830	
14 神奈川	22,800	760	190	270	300	2,150	
15 新 潟	22,200	740	190	260	290	1,360	
16 富 山	22,800	760	190	270	300	1,290	
17 石 川	23,100	770	190	270	310	1,340	
18 福 井	23,400	780	200	270	310	1,220	
19 山 梨	21,900	730	180	260	290	1,260	
20 長 野	21,300	710	180	250	280	1,250	
21 岐 阜	21,900	730	180	260	290	1,230	
22 静 岡	22,200	740	190	260	290	1,460	
23 愛 知	21,900	730	180	260	290	1,560	
24 三 重	22,500	750	190	260	300	1,260	
25 滋 賀	22,200	740	190	260	290	1,410	
26 京 都	22,800	760	190	270	300	1,810	
27 大 阪	22,200	740	190	260	290	1,780	
28 兵 庫	22,500	750	190	260	300	1,580	
29 奈 良	21,600	720	180	250	290	1,310	
30 和歌山	22,500	750	190	260	300	1,170	
31 鳥 取	22,800	760	190	270	300	1,190	
32 島 根	22,800	760	190	270	300	1,150	
33 岡 山	22,500	750	190	260	300	1,360	
34 広 島	22,800	760	190	270	300	1,410	
35 山 口	23,100	770	190	270	310	1,140	
36 徳 島	22,800	760	190	270	300	1,160	
37 香 川	22,500	750	190	260	300	1,210	
38 愛 媛	22,500	750	190	260	300	1,130	
39 高 知	22,800	760	190	270	300	1,130	
40 福 岡	21,900	730	180	260	290	1,430	
41 佐 賀	21,900	730	180	260	290	1,170	
42 長 崎	22,200	740	190	260	290	1,150	
43 熊 本	22,500	750	190	260	300	1,150	
44 大 分	22,200	740	190	260	290	1,170	
45 宮 崎	21,300	710	180	250	280	1,080	
46 鹿 児 島	22,200	740	190	260	290	1,110	
47 沖 縄	23,400	780	200	270	310	1,290	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、1.65平方メートルを1畳に換算し計算します。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

1. 食事で支払われる報酬等について
告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱ってください。
2. 住宅で支払われる報酬等について
 - (1) 価額の算出にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室が対象とし、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など居住室以外の室、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません。
(ダイニングキッチン は台所部分を除きます。)

[例]

浴室		玄関	台所	洋室4.5帖	バル コ ニ ー
トイレ	洗面所	廊 下			
和室6帖			居間10帖		

の部分が対象になります。

- (2) 洋間については、3. 3平方メートルを2畳の割合で畳数に換算して価額を算出してください。
3. その他
住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合はその価額を、定めがない場合は実際費用を「時価」(税込価格)としてください。

健康保険組合、年金事務所あてに
作成してください。

名古屋薬業健康保険組合 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、(当事業所内の〇〇部門では、)毎年、4月から6月までの間は、〇〇〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額と比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- ・ この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・ この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・ また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・ なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号	事業所名称
---------	-------

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別
----------	---------	------	----

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数		通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
年 7 月	日	円	円	円
年 8 月	日	円	円	円
年 9 月	日	円	円	円
年 10 月	日	円	円	円
年 11 月	日	円	円	円
年 12 月	日	円	円	円
年 1 月	日	円	円	円
年 2 月	日	円	円	円
年 3 月	日	円	円	円
年 4 月	日	円	円	円
年 5 月	日	円	円	円
年 6 月	日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の 標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の 合計額(※)	前年7月～本年6月の 平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の 合計額(※)	本年4月～6月の 平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満(短時間労働者は11日未満)の月の報酬額は除く。
- ② 短時間労働者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上ある月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないで、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上ある月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
- ③ 低額の退職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時休休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てることに同意します。

被保険者氏名

【備考欄】